

本研究の目的

障害学生の受験における合理的配慮

高等教育機関で学ぶ障害のある学生にとって、障害のない学生と比較したときに、障害があることによって彼らに必要となる様々な場面での過大な努力をできる限り低減し、継続的な学習への参加機会を保障する「合理的配慮 (reasonable accommodation)」は必要不可欠なものである。合理的配慮が提供されないことは、2008年に発効した国連障害者権利条約¹ (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) があるように、国際的に人権侵害、差別であるという合意形成がされている (2010年5月現在、日本はこの条約を批准していない)。実際に、日常的な学習場面 (e.g., 授業や実習など) はもちろん、常に競争にさらされる学習結果の評価場面 (e.g., 試験) において、こうした配慮が提供されない、または認められない場合、障害によっては学習や試験に全く参加することができなくなる場合もある。たとえば、視覚障害の学生にとって、紙に印刷された問題用紙を渡されても、問題をうまく読むことができない。四肢欠損や四肢麻痺で、ペンを持って書くことができない学生にとって、鉛筆と紙による解答は不可能である。では、彼らが日常の学習において活用している工夫を、入試において使用できるかということ、そうとはいえない。特に試験において、配慮の合理性については、国内の関係者間で共有された概念がなく、きわめて混乱した状況にある。誰かにとっては明らかに合理的と思える配慮であっても、別の関係者から見れば合理的ではないと判断され、認められる場合もあれば、そうでない場合もある、という不確定な状況にある。

そもそも、日本における高等教育への進学において、障害学生が得られる配慮は「特別措置」と呼ばれており、「合理的配慮」という観点が明示されているわけではない。合理的配慮という用語は、国連の障害者権利条約の中で、締結国が法整備を含めて実行すべき重要な概念として使用されており、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」として定義されている。視覚障害者であればこのような特別措置、というように規定された措置を意味するものではなく、障害当事者の個別ニーズに沿った具体的な調整を行うことを意味している。また逆に、過度な負担の場合は認められない点についても言及している。このように、合理的配慮とは、障害のある当事者とその周囲にとって、フェアな状況へ向けての調整を具体性を持って行うことを示した概念である。

受験における特別措置の中では、障害学生に対して、パソコン等を含めた支援技術の利用、試験時間の延長など、通常の試験を受験する多数派の学生とは、大きく異なる受験方法が採られることになる。学力試験による選抜の性格が強い我が国の大学入試では、試験を実施する高等教育機関に「一般の学生とは異なる受験方法に対して、ほかの受験生から不公平であるとする批判が集まりやすいのではないか」という斟酌があるためか、どこまでを「合理的」として利用可能と認可するかが難しい問題となっている現状がある。その背景として、その配慮の内容や合理性について、オープンな議論になっていない現状がある。日本において合理的配慮の概念を構築するための議論を行うためには、「そこで何が行われているのか」を明らかにする必要がある。

¹ 外務省「障害者の権利に関する条約」仮訳文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html

障害学生支援に対する根拠の不在とインタビュー調査による記録の必要性

学習や試験においてどのような配慮が必要なのか、また配慮の提供が可能なのかを判断するためには、障害のある個人それぞれによって異なる多様な症状とそれに伴う生活や学習上の困難さに対して、自助具やテクノロジーを用いた支援技術の活用についての知識に基づく具体的な配慮方法の提案に加えて、それらの配慮が提供されることで、受験によって評価される本質的な能力そのものに直接的な影響を与えないと考えるか否かについての判断を行う必要がある。このような判断には、障害のある本人の意志、試験を実施する高等教育機関の学生選抜に関する理念やポリシー、および障害に対する理解など、多数の要素が絡み合った判断が必要である。そのような判断過程について考えるためには、現在の高等教育機関に何名の障害学生が存在するかといった統計だけでは情報不足であり、個別の障害学生の受験の過程で、実際に何が起こったのかを知る必要がある。

そこで平成21年度の本調査研究は、平成20年度の調査に続く2年目の調査研究として、昨年度に引き続き、多様な障害を持つ学生とその保護者、および高等学校での担当教員に対して、大学入学試験を受験する際に得られた特別措置の結果に加えて、申請した特別措置の内容と、その結果として許可された特別措置を得るまでに起こった経緯について、時系列に沿って詳細なインタビューを行った。実際の事例において、特定の配慮が認められた／認められなかったケースで、関係者間でどのような判断がなされたのかを考えるためには、個別の詳細な情報が必要となるためである。このインタビュー結果に基づき、障害のある学生が高校から高等教育、特に大学への移行において重要な通過点となる入学選抜試験において、「特別措置」という名称で実施される障害学生への配慮に焦点を当て、合理的配慮という観点から、特別措置の現状と問題点を明らかにするための検討を行った。

障害のある学生数

高等教育機関（大学，短期大学，高等専門学校）1,230校を対象に行われた日本学生支援機構による平成20年度の調査によれば，高等教育機関に所属する障害学生数（括弧内は前年の調査結果）は，視覚障害 646名（577名，69名増），聴覚・言語障害 1,435名（前年1,355名，80名増），肢体不自由 2,231名（前年2,068名，163名増），重複 139名（前年79名，60名増），病弱・虚弱 1,063名（前年703名，360名増），発達障害 299名（前年178名，121名増），その他 422名（前年444名，22名減）で，合計は 6,235名（前年5,404名，831名増）と報告されている。機関種別ごとの分類では，大学 5,797名（4,896名，901名増），短期大学 277名（前年374名，97名減），高等専門学校 161名（前年134名，27名増）となる。また，高等教育に在籍する学生に占める障害学生の比率は，全学生 3,180,181名（前年 3,235,641名）に対して障害学生 6,235名（前年 5,404）で，**0.20%**（前年0.17%）となる。

障害のある受験生数

大学入試センター試験の特別措置状況についての公開データによれば，平成18年度に特別措置が許可された障害のある受験者数は，視覚障害48名，聴覚障害290名，肢体不自由205名，病弱78名，その他（神経症等）406名と報告されており，合計は1,027名となる（「独立行政法人大学入試センター第1期中期目標期間業務実績報告書 平成13年度～平成17年度」に18年度の人数が掲載されているが，この報告書の執筆時点までにその後の報告は掲載されていない）。平成18年度の大学入試センター試験受験者数は499,630名（受験者数は科目によって異なるため，もっとも受験者数の多い英語の受験者数を採用した）であるため，大学入試センター試験において何らかの特別措置を許可された受験生の比率は，**0.20%**となる。また，前出の平成20年度の日本学生支援機構の調査によれば，高等教育機関が実施する入試において特別措置を行った件数は，1,958名（障害内訳は未公開），そのうち入学者数は688名であった。

参考情報

平成20年度大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosa0801.html

独立行政法人大学入試センター第1期中期目標期間業務実績報告書 平成13年度～平成17年度
<http://www.dnc.ac.jp/modules/dnc/content0023.html>